

平成26年1月10日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長
滝川市教育委員会委員長

前 田 康 吉
若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成25年12月27日付け滝議第176号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

記

委員会に出席を求められた者

市長

前 田 康 吉

滝川市長の委任を受けた者

総括理事

高 橋 賢 司

総務部長

~~山 崎 猛~~

総務部次長

五十嵐 千夏雄

総務部企画課長

中 島 純 一

総務部企画課副主幹

稲 井 健 二

総務部企画課主査

~~伊 吹 竜 也~~

総務部財政課長

高 橋 一 美

総務部財政課主幹

橋 本 啓 二

総務部財政課副主幹

堀 勝 一

総務部財政課副主幹

景 由 隆 寛

市民生活部長

樋 郡 真 澄

市民生活部参事

伊 藤 克 之

市民生活部税務課長

鎌 田 清 孝

市民生活部税務課副主幹

岩 橋 祐 吾

市民生活部税務課副主幹

越 前 充

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育長

小 田 真 人

教育部長

舘 敏 弘

教育部参事

庄 野 雅 洋

教育部参事

河 野 敏 昭

教育部社会教育課長

竹 谷 和 徳

教育部社会教育課副主幹

吉 住 晴 美

(総務部総務課総務グループ)

第30回 総務文教常任委員会

H26. 1. 15 (水) 午前10時00分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《総務部》

（1）定住自立圏構想中心市宣言について

（資 料）企 画 課

（2）使用料・手数料の改定について

（資 料）財 政 課

《市民生活部》

（3）税等の還付に係る還付加算金の算定誤りについて

（資 料）税 務 課

《教育部》

（4）滝川スポーツクラブ「サンテ」のプール休館について

（資 料）社会教育課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

2月5日（水） 13時30分 第一委員会室

○ 閉 会

第30回 総務文教常任委員会

H26.1.15 (水)10:00～

第一委員会室

開 会 10:00

委員長

ただいまより第30回の総務文教常任委員会を開会いたします。
年が改まって、皆さんにもお会いしておりますけれども、改めておめでとうございます。ことしよろしくお願いいたします。

委員動静報告

委員長

本日は、委員は、全員出席しております。委員外議員として清水議員、木下議員、堀議員、窪之内議員の出席を許可します。また、プレス空知と道新の傍聴を許可します。

1. 所管からの報告事項について

委員長

それでは、早速所管からの報告事項ですが、総務部、(1)、定住自立圏構想中心市宣言について、市長が見えておりますので、お話ししたいと思えます。

(1) 定住自立圏構想中心市宣言について

市長

改めまして、おはようございます。私がこのように総務文教常任委員会に出席というのは異例のことでございますけれども、それだけ重い案件ということで出席したということで、ご理解をいただきたいと思えます。

いよいよ本日、定住自立圏の中心市宣言を行うことになりました。今日まで2年ちょっとにわたって協議を進めた結果、ようやくここまできたというところでございます。この間、委員各位の皆様方におかれましては、ご理解とご協力のもと、この定住自立圏推進にお力添えいただいたことに改めて感謝申し上げます。構成市町との関係上、非常に微妙な部分もございましたので、情報等についていろいろと慎重な取り扱いをお願いしてまいりました。それらにつきましてもご理解をさせていただいて、非常に慎重に行動していただいたことに改めて感謝申し上げます。若干報道が先に出てしまった部分がございます。本日のこの委員会の前に出てしまったことにはおわび申し上げます。今後ともそれらには十分配慮してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。きょう4時半から、砂川市長と私と2人で中心市宣言を行うことになっております。構成市町の首長におきましては今回の中心市宣言とは直接関係がないということでございますので、出席者は私と砂川市長ということになります。定住自立圏の構想がいろいろとまとまって、しっかりと宣言するときには全員そろってのことになるわけでございますけれども、中心市宣言はあくまで中心市ということで、2人での発言ということになっておりますので、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

この定住自立圏、総務省の提案で魅力ある圏域をつくって住民の皆さんの定住を促すと、促進するというところでございます。それぞれの市町村の独自性、その自治体の独自性をしっかりと生かしながら、その自治体でできないことを広域で行っていくという構想でございまして、中空知広域圏は今ですばらしい活動をしてまいりましたので、それをさらに発展させるべく行動してまいりたいと思っている次第でございます。きょうこの宣言をしたことによって、もう

全部まとめたということではございません。あくまでもスタートラインによりやく立ったということでございます。まだまださまざまなハードルを乗り越えていかなければならないわけございまして、それらにつきましても委員各位の皆様方のご理解とご協力を改めてお願い申し上げる次第でございます。本日このように中心市宣言を行うまでに至ったことに対しましてのお礼という意味できょうは出席させていただきました。今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。冒頭私からのご挨拶とします。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 長

それでは、定住自立圏構想中心市宣言について企画課より説明をお願いいたします。

中島課長
委員 長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ありますか。

渡 辺

ここまできたのですが、周辺の自治体のほう、砂川、滝川以外の自治体で今までの協議の中で、できるだけ一致したような隘路というか問題点というか、疑念が出されたとか、そういうところを強かったものから数点でもいいから、裏話で結構ですが、表ばかりきれいごとばかり言っても、周辺のところではこんな事柄がいろいろ出されていたというようなことをお伺いします。

高橋総括理事

5市5町全てで進めようということでお話をしまして、制度的な中身で中心市と、それと国の要綱は最初は周辺市町だったのです。その語彙から、中心と周辺という、そういうイメージ的なものもあったのです。途中から国の要綱も変わって、周辺市町を関係市町村だとかと名前をかえてもいいような話にもなってきたのです。要綱が変更になったのです。そういうところのイメージ的なものが実は先行した部分があるのかなというのはあります。すなわち、中心に何でもかんでも集まるのではないか、この構想を進めることによって中心市だけが栄えるのではないかという誤解と申しますか、そういうのがあった。さらに、それが発展して合併につながるのではないか、さらに周辺市町がさらに過疎につながるのではないかと、そういう話が実はあって、それは制度的な中身からしても定住自立圏そのものは中心市と連携する市町がそれぞれの項目をきちんと確認をしながら、お互いの立場を尊重して、そしてやっていくという中身ですから、これが吸収するとか、あるいは合併するとか、あるいは中心市だけが云々という制度では基本的にはないのだということの一つ一つ論点整理をしながら丁寧に説明したという経過でございます。その結果がきょうにつながったということでございます。

委員 長
渡 邊

ほかに質疑ありますか。

これらの構想からようやく締結に向けたということで、大変ご苦労したという点では敬意を表したいと思います。一般質問の中でも自立圏の質問をさせていただいています。そういう中で、今回ここまで進んだということは大変いいのかなと思っています。ただ、自立圏構想そのものという部分で、どうしても捉え方としてはメリットの部分を物すごく強調しているのかなと。それでは、中心市となった市、この場合は複眼で、砂川と滝川ですけれども、メリットではなくて逆にデメリットのもの、問題点というか、そういうことを抽出した経緯はあるのかどうか、まず1点お伺いします。

高橋総括理事

この制度は中心市と連携市町がお互いの意思を持って協定項目を選んで協定す

るという制度ですから、基本的にデメリットのある制度は選ばないのです。そういう面で、制度的に先進事例をいろいろと調べて勉強させてもらったのですが、デメリットのあるものはないというのが一致した見解でございます。それで、先ほどもちょっと触れましたけれども、デメリットという懸念があるという部分では先ほどの中心市だけが栄えるのではないか、あるいはまた合併につながるのではないかということが、あえて言えばそういう見方もできるかもしれませんが、そういう制度でないということもきちんと丁寧に説明をして現在に至っているということでございます。

渡 邊

既にスケジュールが決まっている中で、先ほど課長からビジョンの作成が11月だと。このビジョンの作成というのは、当然5市5町を含めた形でそれぞれの中心市と協定を結んだ中でのビジョンなのか、複眼型になった時点でのビジョンなのか、またあるいはそれぞれの共生ビジョンというか、本当に確立されていく物の考え方をしているのかどうかについて伺います。

高橋総括理事

共生ビジョンというのは中心市がつくるということになっています。ただし、手続的にはこの後いろいろな項目を整理をして選定して、そして個別に協定を結ぶと、そこに議決が必要なわけでございますけれども、議決を得た項目について協定書という形で調印をすると、その後に共生ビジョン懇談会という懇談会を設置をして、その懇談会はビジョンを策定するためのものなのですが、中心市がつくるといっても中心市が勝手に一方通行的につくるのではなくて、その懇談会のメンバーにおいても5市5町全ての市町から委員を出していただくと、メンバー構成とは人数に若干差がございますけれども、そういうことでこの5市5町の圏域全体の共生ビジョンということをつくっていくということでございます。この共生ビジョンは5年間です。定住自立圏そのものは、5年間の共生ビジョンを作成して初めて交付税措置の財政支援があるということでございます。それで5年間だけの財政支援かということではなくて、この制度が続く限りずっとあると、ローリングしていくということでございます。

渡 邊

26年度の予算の特交の対象ということで先ほど説明ありました。その中で、特交の措置の中で仮に中心市になれば何千万円というお金が入ると、これらの使途というのは当然中心市街地に要する経費のみに使われるのか、通常どおり普通交付税並みに滝川市の一般財源的に使用可能なのか、この点だけ伺います。

高橋総括理事

財源措置でございますけれども、今現在の制度で中心市が4,000万円、これは砂川市と滝川市に人口案分で配分されるということになります。この措置は、特別交付税ということでございます。それで、いろいろ全国で二百四十数市が要件があって、今は3分の1ぐらいの実施率でございますけれども、これを何とか普通交付税に移管できないかという話も国には申し上げております。そうなるかどうかは別にしてです。それで、交付税措置ということで、一般財源ということになります。

委員長

ほかに質疑ありますか。

柴 田

ちょっとイメージがわからないのですが、広域圏の事務局と、この定住自立圏の事務局は砂川、滝川で持つということなのですね。そうすると、定住自立圏が動き出した後に、広域圏の今の機能がある程度定住自立圏のこちら側の事務サイドに、その多くの仕事というのが今までの調整機能が移動してしまうのかなというイメージを持っているのです。それで、広域圏の事務局は極め

高橋総括理事

て限定的な業務に逆に携わるということになるのかなというような、そこら辺がよく私もイメージが湧かないのですけれども、そこら辺のことについては今現状で明らかにできる部分はあるのでしょうか。

定住自立圏をこれから推進していくということになりますと、それなりの組織と申しますか、5市5町での課長会議ですとか副市町長会議、あるいは首長会議ということを経ているんなことを決定していくという手続が必要になります。今考えているのは、新たな組織をつくって回すということではなくて、それは屋上屋を重ねることにもなりかねませんので、既存の5市5町の広域圏組合の組織を活用するという事でまず考えております。それでは、ずっと定住自立圏が進んでいった場合に広域圏はどうなるのだという話が必ず疑問として出ると思います。それについては、広域圏、ご承知のようにこの5市5町の中に事務局がある広域行政、広域連合とか一部事務組合、これが12あるわけです。もちろん5市5町だけで完結しているものもある、あるいは空知管内全体のものもある、また北空知も含めたものもあるとか、いろいろ含めての12でございますけれども、この12を改編と申しますか、そういうこともあわせて検討しようということにも一応なっております。水道が2つ、消防も2つ、衛生関係が2つ等々いろいろございますけれども、もちろん12が全部一つになるということにはまず難しいと思いますが、類似の行政、しかも例えば5市5町で完結できるのは優先してやるとか、いろんなことが今後検討の素材になってくると、その中に広域圏組合としての広域調整機能、もし広域圏の5市5町とある一部事務組合が統合した場合にはそこに広域調整機能を移すとか、そういうことも考えられるということでございます。定住は、あくまでも仕組み的には1対1の協定なものですから、根本的に地方自治法で言う包括的な協定だけなのです。それを実施する、具体的な定住自立圏で協定したことを実施をするというときには、現在の法律では協議会方式、委任方式あるいは一部事務組合方式、広域連合方式というのがございますけれども、国では柔軟に自治体同士の広域連携が進むように地方自治法の改正も今検討しております。そういう点を含めて、今後一部事務組合の見直しという観点と、それと屋上屋にならないということも含めてきちんと効率的な組織運営を考えていきたいと思っております。

柴 田

わかったのですが、それまでの移行期間はあくまでも滝川と砂川が事務局ですよ。それで、想定される事業などの連携を各自治体に呼びかけて、それで自治体間でいろんな協定なり協議会なりを設置してやっていくということなのですが、その移行の時期というのは、ビジョンがどうだとか交付税がどういうのではなくて、そういった作業日程で大体何年度からそういう体制づくりを確定させていくのかというところは今お考えなのでしょうか、確認します。

高橋総括理事

おおむね何年とかということは実は想定している話ではございません。例えば一部事務組合の統廃合にしても、それぞれの一部事務組合には財産もあるとか、いろんな体制の問題とか、あるいは電算の仕組みとかいろいろございますので、これは一朝一夕には、ほかの地域は検討を始めてから相当な年数をかけて統合をしているというのが実態でございます。そういう点を考えますと、今回の共生ビジョンというのは5年の一つのサイクルでそれを転がしていくということにはなるのですけれども、その5年をめどとするとかなんとかという話にもなかなかならないのかなという感触を持っております。

委員長

ほかに質疑ありますか。

清水委員外議員 まず、進め方という点で報道各社への情報提供の関係、また2点目は自治体間協定と共生ビジョンの進め方の中でどの程度の情報に市民が参加できるのかという2点です。

委 員 長 清水委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委 員 長 清水委員外議員 それでは、2分以内で清水委員外議員の質疑を認めます。
まず、これまで報道をかなり抑えてきたと、自主的に抑えていただいたというほうが正しいのだと思うのですが、今後の報道については全面的にオープンにしなければ議論は進んでいかないと思いますので、その点について。
2点目は、自治体間の協定の議決までにビジョン案がある程度具体化されなければメリットもデメリットも判断できないということになるので、その案が大体明らかになるのはいつごろで、それと自治体間の議決との時期関係等について伺います。

高橋総括理事 報道関係と申しますか、これから議会の関連条例の提案、あるいはまた協定の議決の提案、そういう節目があるわけです。その時期になりますと、その以前から所管の委員会等に対する説明、報告ということも当然出てきますので、そういう場面における報道への情報提供というのが今後想定されるということでございます。
さらに、各町との協定の議決とか、あるいはビジョンの関係でございしますけれども、イメージしているのは、中空知圏はほかの圏域と比べてもかなり広域連携が進んでいる地域でございします。まずは、それがベースだということで考えております。その広域連携しているベースに、さらに重点的な項目も入れる、あるいは将来的な検討項目も入れるという作業は実はこれから検討に入りますので、それらの全容が固まり次第、ビジョンの骨格が見えてくると考えてございます。それで、協定項目をご提案する前には、おおむねこういうことが想定されるというような全体の姿もやはりご説明しながらご審議をいただくということも当然考えなければいけないと考えておりますので、時期的にはそのような時期になるかなと想定しております。

清水委員外議員 議会はもちろんなのですが、市民の意見を自治体間の議決までにどういう形でとっていくのかということが1点目。
もう一点は、とにかく機能を高めていくということでいえば、公共交通機関が余りにも未整備なのです。これを高めることなしに何をやったって僕はよくならないと思うのですが、公共機関について今の5倍、10倍の規模の整備を進めるという、そういうことについてはこれまでどんな議論がありましたか。

高橋総括理事 1点目の関係でございしますけれども、共生ビジョンを策定する段階においては、それぞれの連携する構成市町からそれぞれのいろんなお立場の方々が多く参加をしてビジョンをつくっていくということになりますので、当然市民参加と申しますか、そういうことにもなりますし、またビジョンの骨格などを決めて、ある程度素案ができた段階ではそういう公表をして、広く市民からの意見を聴取する場面も出てくるということでございます。
それと、2番目の関係でございしますけれども、公共交通の関係、ご承知のように定住を促進することからすれば、医療、公共交通、産業と、これは本当に先進事例はほとんどセットでございします。そういう点を考えますと、各構成市町においても公共交通に対するいろんな苦勞と申しますか、いろんなやり

方、あるいはまた多額な財政負担を強いられているということも事実でございます。そういう点を定住自立圏を形成したからすぐそれが全面的に解決できるということではないのですけれども、それぞれ今公共交通に対応しているいろんなものを広域的な視点、広域的な連携から、どうこれから維持をしていくのか、あるいはどう利便性を高めていくのかという議論はその項目の中には当然想定されることかなと考えてございます。

委員長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

次、(2)、使用料・手数料の改定について説明をお願いいたします。

(2) 使用料・手数料の改定について

高橋課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

それでは、市民生活部、(3)、税等の還付に係る還付加算金の算定誤りについて説明をお願いいたします。

(3) 税等の還付に係る還付加算金の算定誤りについて

伊藤参事

税等の還付に係る還付加算金の算定誤りにつきまして、当市におきましても還付加算金の算定誤りによる未払い金があることが判明をいたしました。まことに申しわけなく、市民の皆様、税を納めていただいた方、料金を納めていただいた皆様方、議員の皆様方に深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

この件につきましては、昨年末の報道以来、各所管におきまして精査を進めているところでございます。現在までの状況及び今後の対応等につきましては、税務課長から資料に基づき説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

鎌田課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

渡 辺

還付に関係があるかわかりませんが、国保税の第3期のところで突然何百円が安くなりましたからというようなことがあったのですけれども、個人的なことかもしれませんが、そういうようなこととこういう還付とは全然関係がないのでしょうか。こういうのがたくさん出されて、相当出されているのではないかと思いますのですが、それは関係がないということでしょうか。

伊藤参事

具体の例というか、中身は承知していませんのですけれども、所管は厚生常任委員会の中身になるかと思えますし、きょうは所管が来てございませんので、今の段階でお答えしかねます。申しわけございません。

委員長

ほかに質疑ありますか。

窪之内委員外議員

誤りがあった時期についての質疑です。

委員長

窪之内委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、2分以内で窪之内委員外議員の質疑を認めます。

窪之内委員外議員 誤りがあって、還付するのは5年なのですが、いつごろから誤りがあったのかという時期について伺います。

鎌田課長 いつから誤った算定がされていたのかということでございます。算定誤りの原因は、ご報告いたしましたとおり法解釈の誤りによる適用条項違いということで、従前からそういった状況があったということでご報告させていただきます。

窪之内委員外議員 それが従前からということであれば、何年ごろからあったのかとか、法的には5年間だけの還付でいいということなのですけれども、例えば領収書等とかいろいろなものを持っていたとしても5年以上については還付はしないと理解してよろしいのでしょうか。

鎌田課長 質疑のとおりでございます。遡及期間につきましては5年という法律に基づいた形でしか手続できませんので、そのような手続ということでご理解いただけたらと思います。

窪之内委員外議員 法解釈の誤りということなので、以前からということなのだけれども、以前というのはどこまで以前からそういうことがあったのかということがわからないので、10年も20年も前からそういうことだったと理解していいのかどうかということを伺います。

鎌田課長 このたび検証を加えた部分につきましては、法律にのっとった部分ということで5年ということですが、適用誤りということでございます。それ以前からということの状況であるとは思いますが、いつからということについては、どこまで確認できるかということについては難しい部分がございますので、その辺はご理解いただけたらと思います。

委 員 長 ほかに質疑ありますか。

清水委員外議員 システムとの関係、また法解釈の誤りのもととなった原因、2点です。

委 員 長 清水委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委 員 長 それでは、2分以内で清水委員外議員の質疑を認めます。

清水委員外議員 一般的に件数が多いということでシステムにプログラミングされているということが想定されるのですが、そういうものなのか、あるいはそれだけは手計算でやるという、あるいは手で書いたりするというものなのかというのが1点。2点目は、ここに書かれている法解釈はまるで違いますよね。更正のあった日の翌日から起算して1カ月を経過する日なんていう話しをしたら、誰だってこれはおかしいですよ。確定申告を10月にしたら、11月までに納めた分については還付されないという話だから、余りにも安易な話なのです。ということは、こういう間違いをするということは、例えば国の通達そのものが間違い、それはないのだろうと思うのだけれども、何で共通してこんなにたくさんの市が間違ったのかということが2点目です。

鎌田課長 まず、ご質疑の1点目です。システムの関係ですが、何か数値的なものを入れておいて、還付金が発生したときに自動的に計算するというような仕組みではございません。適用条項をその都度選択いたしまして、起算日というのを設定して計算させるというような仕組みになっておりますので、いわゆる手計算に近いような状況、誤りが発生するような状況とすれば、そこに人の手が介在するという部分があるのだという状況です。

2点目ですが、具体的に1点説明させてください。給与所得者の皆さんというのは、基本的には確定申告をいたしません。お勤めされている事業所に

において年末調整という手続をとるわけです。そこで、ご自分の例えば扶養人数でありますとか、保険料控除でありますとか、医療費控除等々、代表的な控除の中身について事業所に伝えることによりまして確定申告にかかわるような手続をとっているわけであります。そういった手続をとった以降、実は申告の中身に誤りがあったのだということで確定申告をしましたといった場合に、それは税金を納めた日から還付加算金を起算するのか、または間違っていましたという申告を改めてしたときから1カ月を経過した日から計算するのかということなのです。このたびは、多くの市町村の方たち、具体的に話し合いを持ったわけではありませんけれども、確定申告にかかわるような手続をとっているのだと、それはご自分でなされている申告であるから、それは正しかったでしょうということで、その後で再度といいますか、年末調整が済んだ後で確定申告をされた部分については、納付のあった日から起算せずに、誤りがありましたという申告をされた一月後からということの起算日を適用していたということなのです。

以上です。

清水委員外議員

これは全国の問題だから、鎌田課長に詳しく聞いてもずれるのかなと思いますけれども、明らかに違うのです。感覚的に考えても1カ月経過なんておかしい。更正のあった日からとか翌日からというのが普通なのです。こういう感覚的に間違えようのないことをなぜ間違ったのかという、そこが知りたいのです。

鎌田課長

まさに理解の難しい部分が誤りの原因の一つではあるのかなという気はするのですけれども、地方税法上、所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1カ月を経過する日を適用しますと、しなさいというところの部分がまさに所得税の確定申告をした後の更正の手続によるものについてそれを適用しなさいというような中身になっているものですから、そこをちょっと解釈を誤ったということなのです。

委員 長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、報告済みといたします。

教育部、(4)、滝川スポーツクラブ「サンテ」のプール休館について説明をお願いいたします。

(4) 滝川スポーツクラブ「サンテ」のプール休館について

教 育 長

おはようございます。滝川スポーツクラブ「サンテ」のプールの休館の関係につきましてご説明、ご報告をさせていただきますが、冒頭一言だけ申し上げさせていただきますと思います。

ご承知のとおり、滝川市の温水プールは昭和60年にオープンをいたしまして、27年間直営で進めてまいりました。将来的な費用等のこともありまして、数年かけまして施設のあり方について検討してまいりましたが、平成24年4月20日に議会の同意を得まして、無償譲渡の契約をしてきたところであります。その後平成24年9月1日に現在のサンテがオープンして、現在に至ってきているところであります。後ほど課長のほうから経過についてご報告をさせていただきますけれども、これまでずっと滝川のまちとして親しまれてきた温水プール、今回こういう形での事案がありましたけれども、滝川市としては何とか残したいという思いが強くありますので、何らかの形で応援、支援できる方法はないかを今後検討してまいりたいと思っているところであります。

それでは、これまでの経過につきまして、竹谷課長からご説明をさせていただきます。

竹谷課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

渡 辺 質疑ありますか。

渡 辺 サンテの事情はわかるのですが、鉄さびだけではなくて、何かちょっと感じるわけですが、無償譲渡の折の契約書があると思いますが、無償譲渡の後の修理費用は譲渡先でたしか支出するような、そんなものでなかったかなと思うのですが、いずれにしてもこの資料をまず要求したいと思うのですが、その契約書を出していただければと思います。

委員長 渡辺委員から資料要求がありましたけれども、所管は用意できますか。

竹谷課長 資料をこれが終わった後ということですか。

(何事か言う声あり)

竹谷課長 出せます。

(「今すぐではなくても」と言う声あり)

委員長 後でも構いません。

竹谷課長 はい、出させていただきます。

委員長 所管で対応可能ということですので、後ほど机上に配付するというので、渡辺委員から要求がありました資料について本委員会として要求することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

渡 辺 それで、その契約書を見なければいけないのですが、事情は支援の要請ということで、その支援の内容もまだ確定的なものでない、検討したいということで、ここから議論にならないのかなとは思いますが、とにかく資料を見てからでなかったらどうも判断がつかないような感じがするのですが、ここで市の支援をしたほうがいいのかどうのこうの言っても、やっぱり契約書に書いていることが何かと優先するのではないかなと思いますがいかがですか。

委員長 報告を受けているということで、ここですぐ決定というわけではありません。

竹谷課長 資料については、資料要求がありましたので後ほど提出するというのでございますが、今契約書の写しが手元にございますので、その部分についてご報告させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長 そのほうがみんなわかりやすいかと思いますが、すぐできますか。

(「はい」と言う声あり)

委員長 それでは、資料作成の間、若干休憩いたします。

休 憩 11 : 09

再 開 11 : 17

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

竹谷課長 ただいまお配りをさせていただきました譲渡契約の第8条でございますけれども、瑕疵担保、この条文がそれに当たると思います。乙というのは譲渡先です。甲が滝川市ということになります。乙は、この契約締結後、譲渡物件に数量の不足または隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲は瑕疵担保の責任を負わず、甲に対して損害賠償の請求または契約の解除をすることができないという条文になってございます。

渡 辺 そういうことであれば、この契約書からいけば、まずは締結のときのことをど

のように業者が、その時点で隠れたというあたりが何か問題になるかもしれませんが、今読んだ限りでは、それはやっぱり譲渡してしまったのだから、隠れたというところを問題にするかもしれませんが、どうも、この契約を見る限りでは市のほうには責任ないと。とはいっても、それで片づけられるかどうかは市民が関係するからわかりませんが、そこで、まずどちらがどうするかはともかくとして、補修の金額がどれぐらいというのは、いつごろ出てくるのでしょうか。その概算がもし今の時点で何かわかればお伺いします。

竹谷課長

契約上のこの内容については業者も把握して、これによって瑕疵があるということを行っているわけではございません。12月の末の時点で、この施工業者、サンの施工をしたところの業者が仮見積もりというか、見積もりを出しておりまして、ちょっと幅が広く出てございます。落ちている部分だけの部分、さらにはそれと同様に落ちる可能性があるというような部分も含めての金額でございまして、3,000万円台の金額で見積もりが出てきてございます。

委員長
柴田

ほかに質疑ありますか。

瑕疵担保の条項というのは、この際別に責任を指摘しているわけでもないし、損害賠償請求がされているわけでもないのです。私は余りこのことに関して気にしているわけではないのです。ただ、今後市民の健康増進ということを考えた場合、あるいはまた学校における子供たちの健康増進を考えた場合に、この施設が今後市民に必要なのかどうなのかということが議論されるべきであって、その上に立って早急な運営の再開を求める必要があるとすれば、これは緊急支援を行わなければいけないと私は強く思っているのです。現実問題として、サンの利用者が今深川ですとか新十津川まで、遠方の施設を使って非常に困惑をしているという声も聞いておりますので、やはり市は、あるいは教育委員会としては早急な再開をするために必要な手だてを行っていく、その手だてをしっかりと検討して、委員会、そして議会にきちんとした形で提案されることを私は求めているのです。

それで、教育長に聞きたいのですが、私はもうちょっとはっきりとしたことを書いてくるのかなと思ったら、支援について検討したいというような表現でとどまっているのですけれども、教育長としてこの問題に対してどういう姿勢で臨もうとしているのかということについては今この時点で明らかにしてほしいし、もし私の今の考え方と同じであれば、ぜひとも前向きな考え方を示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

教育長

今ほど柴田委員からもご指摘がありましており、あるいは冒頭申し上げましたとおり、私どもとしては学校でももちろん使います教育上のプールというばかりではなくて、市民の健康増進に果たしているこのプールの役割というのは非常に大きいと思っております。現在の会員数も順調に伸びておりまして、この後の運営についても一月あるいは二月に1回ぐらい社長が教育委員会に来て、毎回いろんな状況についてもお話をさせていただいています。スタート時点で思ったよりは会員数が伸びなかったということで、非常に苦しい運営の中でも何とかことしに入って安定的な運営についての目鼻が立てていけると、金融機関も含めたいろいろなところの協力も得ながら何とかめどが立ちそうだというお話を伺っていたやさきだっただけに、今回のこの案件について私どもも非常に存続について危惧をしているところでございます。これまでの歴史、それから現在の順調な会員の増、それから将来にわたってもこの運営がプールさえあ

れば維持できるという社長のお話もありますし、私どもも何とかこれは残していきたい施設と思っております。支援の方法としては、財政的な支援ということにならざるを得ないのかなとも思っておりますけれども、社長ともお話をしている中では、当然運営に乗った時点では、もし今回の支援が議会、市民の同意が得られるのであれば、そのことをきちんと受けとめて、さらにさまざまな形で市への貢献をしていただきたいというようなお願いもしておりますので、そういう意味では公的な意味合いの強い施設ということも認識しながら、再開に向けた支援はぜひ市民あるいは議員の皆様方のご理解をお願いをしたいと思っております。

柴 田

もうちょっと強く言ってほしかったのですが、万が一プールに人がいて、それで上から鉄さびが、今回は2ミリだとか3ミリという話だったけれども、大きなものが剥がれて、万が一市民に危害を加えていた場合に、この瑕疵担保条項なんていうのは吹っ飛んでしまうと思うのです。なぜそんな危険な施設を民間に任せて無償譲渡したのだという話にもなると思うのです。ですから、これは会社側との瑕疵担保の問題ですけれども、それ以上に市民が利用する施設の安全性をしっかりと市として担保していくというところの観点を忘れずに、これから支援策についてしっかり考えていっていただきたいと思います。そのことについてもう一回、教育長に伺います。

教 育 長

おっしゃるとおりだと思います。現在のサンテの営業事情を余り言うとうんのかわかりませんが、プール会員、要は子供の会員がまだ苦勞している部分ですから、逆に言いますとプールの利用者が今の段階ではまだ少ない状況なので、たまたま人身事故のような形にはならなかったと思っております。確かに必要な修繕箇所というのを提示をして、それに対してはオープンする前に改修も済ませていただいておりますけれども、市民の方も見方としてはやはり市の施設を使っているという認識は当然お持ちになっていると思いますから、決して市の責任ということではないですけれども、維持をしていく、存続をする責任というのは市のほうにもしっかりと果たしていかなければならない責任があると思っております。

委 員 長
渡 邊

ほかに質疑ありますか。

この事案についてですけれども、この契約書を見て、提案改修工事一覧の中でどの部分が当てはまるのかなと思っておりますけれども、当てはまらないから、新たな要請が出たのかなと思うのですけれども、この鉄骨の部分という解釈であれば、13番目というのが該当するのか、ただここは塗装という表現になっておりますけれども、この部分で業者との後請の補償、もう1年以上たっていますけれども、そういうのはまずあるのかどうか。これが該当する、しないは関係なく、そういう後請補償的なものを施工業者ができるかどうか伺います。

竹谷課長

施工業者に今回12月に見積もりを一旦していただいております。ただ、当時は点検をし、塗装の必要があるところはしているということで、後請工事的な部分についてはないと聞いてございます。

渡 邊

サンテの経営も厳しいという中でこのように支援の要請という表現をされているのですけれども、ただこの事案に関してだけではなくて、今年度運営補助金的に、コースの占用料だと思っておりますけれども、1,800万円ほど支出している。そういう中で、自助努力してサンテという会社を運営しているのかなと思います。そういうことを含めて、市の体制というか、教育委員会の体制なのですけ

れども、さらなる支援というのはどういう部分を考えるのか、この工事の部分の支援だけなのか、改めて運営も含めたそういう支援も含んでいるのかどうか伺います。

竹谷課長

今回の部分につきましては、まず改修工事に対しての支援を考えてございます。ただ、新年度の中でまだこれからの協議になろうかと思いますが、重油がかなり高騰している、さらには今回電気料金の見直しがあるという部分について、当初積算した占用料の積算についても若干見直しをしたいと考えてございます。

渡 邊

いろんな支援、方策が必要かなと思います。今回天井から落ちてきたということで、単独の案件だけではなくて、ほかの点検というのも当然必要かなと思うのですけれども、そういう部分は考えているのかどうか伺います。

竹谷課長

サンテのほうでは、これまでもこの後に危険な箇所がないかどうかの点検は随時進めていただいております。

(「その報告は」と言う声あり)

竹谷課長

現時点では、危険な箇所はこのプールの部分ということで聞いてございまして、それ以外は今のところはないと聞いてございます。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

渡 辺

支援をしたいとか、質疑のほうもそれを誘うような質疑があったのですが、事情としては大変わかることですが、今これから無償譲渡がさらにいろいろな福祉関係のほうにもどんどん及ぶこの世の中になって、せっかく結んだ契約書はそうだけれども、瑕疵担保についてはプールの例がこうだ、ああだと、今後そういうことにならないようにしなかったら、何のための契約書かというようなことになっては困るので、その点は十分議会とか市民にわかりやすく、例えば支援になったときは、瑕疵担保はこうで、こんな約束はしたけれども、このような事情とかと、そういうところはどのように考えているか伺います。

竹谷課長

今回のこの条文の中では、損害賠償とかそういう請求が会社のほうから来ているわけではございません。このプールについては、先ほど教育長も申し上げたように学校プール授業、さらには市民の健康増進という部分、公的な役割のある部分ということで、今回については市の責任はないけれども、支援をしたいと考えてございます。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

清水委員外議員

まず、サンテがホームページ等でこの問題を公表していないという点について、2点目は法律上の問題、3点目は占用料の取り決めについて、4点目は3コースの利用実態について。

委 員 長

清水委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

それでは、2分以内で清水委員外議員の質疑を認めます。

清水委員外議員

まず、サンテのホームページにはきょうまで、ホームページに一切書いていないのです。だから、市民が行こうとしても、こういうことになっているというのはわからない可能性があるので、サンテに対する評価を伺います。

2点目は、法律上でいうと、瑕疵担保責任については乙は甲に対して契約の解除、または損害賠償を求めることができるということが書かれています。つまり民法は契約書の上にあるわけだから、その法律の関係についてどういうふうに評価するか伺います。

3点目は、占用料を変えるということについて当初の契約ではどうなっていた

のか伺います。

竹谷課長

4点目は、3コース分の利用については学校プールとしての活用以外、一般利用、これについてはどうなっているのか伺います。

サンテのホームページの公表の部分については、大変申しわけございません。ちょっと確認をしてございませんでしたが、載っていないということであれば、大至急載せてもらうような形で指示をしていきたいと思えます。ただ、私どものほうでは市の広報1月号に載せて、サンテが休館をしているので、問い合わせをしてくださいという形での周知はさせていただいてございます。

3点目の占用料の部分につきましては、当初補助金の部分で譲渡のときにもご質疑があつて、これは確定したものかという部分のご質疑があつたときにもお答えしてございますが、状況によって毎年度、毎年度検討して決めていきたいというような答弁をその当時させていただいてございますので、今回上げたものが永久にということではなく、来年度に向けてはそういうような事情で上げたいと、その後また重油等が下がれば、それはまた検討しなければならないのかなと考えてございます。

4番目の3コースの関係につきましては、学校プール授業のほか一般利用ということで利用をいただいておりますし、今年度も含めて夏休みに無料ということで利用させていただいてございます。3コースの市民利用、平成24年の実績については1,902人ということで、7カ月ではございますが、一般利用の会員でない方のプール利用がございました。

それと、あと25年度につきましても一般利用の部分につきましては11月末までで2,758人ということでございます。これは、会員以外のプール利用ということになります。

(「学校と同じだね」という声あり)

竹谷課長

学校は、そのほか別でございます。

また、2番目にご質疑をいただきました法律上のというご質疑をもう一度、ご確認をさせていただきたいと思えます。

清水委員外議員

まず、民法の570条に、隠れたる瑕疵ありたるときは566条を準用すると、566条には何が書いているかということ、売買の目的物の他の権利による制限と売り主の担保責任ということで、契約解除もできるし、それでないときは損害賠償請求のみをなすことを書いております。

竹谷課長

今ご質疑がございました2番につきましては、法的な部分を再度確認をさせていただきたいと思えます。

清水委員外議員

ちょっと意外なのは、既に顧問弁護士との関係で見解はあると思うのだけれども、顧問弁護士の見解はどうなのですか。

竹谷課長

私どものほうとしては、相手側から損害賠償の請求があつたわけでございせんので、まだ顧問弁護士との相談というのは特段してございせん。

(何事か言う声あり)

竹谷課長

企業のほうも特段そういうことをしたいということではお話はされてございせん。

(何事か言う声あり)

竹谷課長

企業のほうもこの条文はご存じで、市には責任はないということは認識してございます。

委員長

ほかに質疑ありますか。

窪之内委員外議員 支援の要請についてとあるのですが、全部市に支援してほしいというのか、サンテとしての考えがわからないので、その点について伺いたい。

委 員 長 窪之内委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 それでは、2分以内で窪之内委員外議員の質疑を認めます。

窪之内委員外議員 先ほど教育長が経営の中身のことを言っている話もあったので、サンテの経営の中身と今後の見通しからいって、例えば資料では、改修をすることが難しくとありますが、それは全て改修することが難しいから、一定の支援を市にしてほしいということなのか、サンテはこれぐらいだったら何とかできるということなのか、その辺のサンテ側の意向がちょっとわからないので、確認したいと思います。

竹谷課長 サンテ側もこれまで会員増についていろいろご報告を毎月いただいております。現時点では9割程度11月末であったということで、一般会員については1.3倍、ただ子供の会員についてはまだ伸びていないというところでのご相談があって、サンテとしては自分のところで工面できる部分は今ちょっと検討していただいておりますが、やはり金額等の中でいくとなかなか改修全額というのはかなり厳しいということで、どのぐらいできるかというのはまだご報告はいただいているのですが、自分のところでも努力をしたいという話はございます。ただ、現状の経営の中、会員がまだ満度っていないという中でいきますと、改修費を自分のところで持てるという部分はかなり難しいというお話をいただいております。

窪之内委員外議員 聞いたというのは、難しいというのだったら、サンテの経営の例えば人件費がどういうふうになっているのかと、そういうような形で本当に正常な経営をやっているのかと、そういうところまでを比較しないと、全く出せないということなので市が出すということでもいいのかという思いが、その辺がちょっとわからないということもあって聞いたのですが、市の判断としては改修費については多分出せないだろうという判断をしていると捉えてよろしいでしょうか。

館 部 長 これまでスタート段階からサンテの運営については一生懸命やっているのだけれども、苦戦している状況ということをお話ししてございます。私ども運営状況、経営状況については把握してございます。これまで何回か状況を報告している中で、サンテも何とか損益分岐点とかがプラスに転じる。先ほど冒頭で教育長が申し上げました、何とかことしじゅうにはめどが立つ、金融機関の支店長もめどが立つだろうということでやっていますので、その辺を考えるとこれまで運転資金でつないできた部分、これについては数度融資を受けておりますので、そういう状況の中ではやはり新たに改修工事費で多額の部分については、これは厳しいと、できないということは私どもが把握している中で支援、応援を考えなければいけないということで今検討しているところでございます。

委 員 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委 員 長 2、その他について、委員から何かありますか。

(なしの声あり)

委 員 長 事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長 3、次回委員会の日程については、2月5日水曜日午後1時30分より第一委員会室で開催します。

(「その点でちょっとあるのですが」と言う声あり)

渡 辺 子どものいじめ防止条例の成文はいつごろ机上配付か、二、三日前でしょうか。それをその日に見せられても困る。外に出すのは別にしても、早目に出していただきたい。

委員長 委員の皆さんには早目に配付していただくようにお話ししたいと思います。以上で第30回総務文教常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 11 : 46